



# 翔 2011

# 音

## 国 労 東 日 本

(組合員の購読料は  
組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5  
交通ビル  
国労東日本本部  
発行責任者 高野苗実  
編集責任者 伊藤隆夫

No. 707 定価  
20円

2011年

1月 1日

新年号



執行委員長  
高野苗実

平和と民主主義  
組織拡大に向け  
共に奮闘しよう



組合員・家族の皆さん新年あけましておめでとうございます。

昨年は、私たち国労の最大の課題である「JR不採用問題」の解決について大きな前進がありました。一昨年の政権交代と共に解決に向け大きく前進し、昨年6月28日、最高裁判所において鉄道・運輸機構との裁判上の和解が成立し、裁判は終結しました。ここまで到達するには、23年という長い年月の中で闘争団組合員・家族の決意と、この闘いを支えるため毎月のカンパを継続してきた国労組合員の支えと、全国の共闘関係をはじめ多くの皆さんの支援があったからこそ成し得たことに他なりません。

しかし、全面的解決には「雇用問題」という残された課題があります。今後の具体的な戦術など本部の提起に基づき、私たち東日本本部も全力をあげ取り組まなければなりません。

12月4日、東北新幹線「新青森」が開業しマスコミに大きく取り上げられました。併せてJR東日本社は、連日の輸送障害や関連会社社員の死亡事故など「安全」の問題についても注目されています。安全から生まれる信頼を創り上げる事は鉄道会社として将来に亘る重要な課題であります。

私たち労働組合の立場からもこの事は重要な課題であることは言うまでもありません。私たちは「安全・安定」輸送確立に向けた「技術力の維持向上と継承・発展」は最も重要な課題であると考えています。

そのためにも、効率化が進められてきた現状の中で何が不十分であり・必要なのか、会社との率直な議論が必要であると思います。併せて、働きやすい職場環境と働き甲斐のある労働条件の確立も必要であると思います。

東日本本部としても、「労働条件に関する労働協約」締結に向けた議論を進めていますが、これまでJR東日本が検討している「人事・賃金制度」がどの様な内容で検討されているのか、提案された時点で各地方の皆さんとも議論し、より良い制度の確立に向け取り組んで行かなければなりません。

また、一括和解後の問題について具体的事実に基づき不公平感を感じることもないよう、改善に取り組むと共に「健全な労使関係」の確立に取り組んで行かなければなりません。組織強化・拡大の取り組みも前進し、若い仲間を始め新しい仲間の加入によって職場・分会に活力を生み出し、自信と確信を持って取り組んでいます。

今年も、統一地方自治体選挙の年です。組織内候補・推薦候補の当選により「平和と民主主義」、国民生活を守るために共に奮闘する1年にしましょう。

組合員・家族の皆さんのご健勝を祈念し、2011年新年のご挨拶とします。

あけまして  
おめでとうございます

- |  |
|--|
| 東日本本部<br>執行委員長 高野 苗実<br>執行副委員長 佐藤 正幸<br>書記長 松井 正義<br>法対部長 矢部 雄一<br>教宣部長 伊藤 隆夫<br>組織部長 武田 幸喜<br>調査部長 武笠 秀也<br>組織・教宣 樋口 孝重<br>特執(貨物担当) 平田 正男<br>特執(青年担当) 木村 忠義<br>青年部長 因泥 一<br>婦人部長 佐々木久恵<br>会計監査員 高橋 亮一<br>東平 賢一<br>松本 正吉<br>松本 久史<br>書 記 局 松本 久史<br>中台 信夫<br>福地 一郎<br>国鉄退職者組合東日本連絡会<br>会長 羽切 信夫<br>事務局長 堀本 秀雄<br>国労家族会東日本連合会<br>会長 山崎みどり<br>貨物協議会<br>東日本協議会議長 齋藤 勝<br>事務局長 吉田 秋雄<br>関東協議会 議長 齋藤 勝<br>事務局長 吉田 秋雄<br>東北協議会議長 岩井 幸二<br>事務局長 大越 喜一<br>自動車協議会議長 佐藤 浩二<br>事務局長 唐澤 富雄<br>職能別協議会<br>運輸協議会議長 鹿島 信幸<br>事務局長 東海林 昇<br>運輸協議会議長 木立 幸夫<br>事務局長 後藤 征二<br>工務協議会議長 湯浅 米治<br>事務局長 大津 幸夫<br>電気協議会議長 中沢 唯<br>事務局長 高橋 広<br>工作協議会議長 小野 浩美<br>事務局長 佐藤 治 |
|--|

# パートスタッフ GSの労働条件改善、希望者全員の正社員登用を実現せよう

2007年4月採用から始まったグリーンスタッフ（以下、GS）の駅採用も、この10月の8期生が配属となり、約3000人の仲間が正社員になることに希望を持ち働いています。

待遇面ではパートタイム労働法が20年4月に改正となり、正社員と同視すべき労働者の「差別的取り扱いの禁止」となりましたが、JRは残念ながら下回っていると言わざるをえません。

この間、国労東日本は、「職場に格差はいらない」「GS社員の正社員化を求める「署名行動」や、節々の要求の中で取り組みを強めてきました。

また、9月に開催した東日本大会でも多くの組合員からGS問題に対して「国労としてしっかりと取り組むべき」との発言がされ、これ以降の急務な課題になって来ることは言うまでもありません。

2006年の「NF2008における今後の駅のあり方」の団交では、GS社員の導入に対して、会社は「1年単位の契約社員の場合は、例えば業務量が減少した場合の雇用調整が可能」とあると、導入の意図がコストダウンと雇用調整にあると言っています。基本的な会社のスタンスは変わらないと思います。

同時に、一般の社会人採用とGS採用試験の取り扱いには「業務経験の配慮も」とし、さらには、「グループ会社で人材を共有できる仕組み」についても検討をしている旨の回答もしています。

こうした中で、GS採用1期生の仲間は来年が最後のチャンスであり、契約満了後の不安がいよいよ現実の切実な問題となって突き付けられています。

東日本としてはGS社員の皆さんの問題として①働く上での現行の制度や待遇の問題②正社員化に向けたルール作りの問題③契約満了後の問題など、引き続き「生の声」を上げていただくと共に、当面運輸協議会の皆さんを中心に「NF2008における今後の駅のあり方」を含めた検証の大きな課題の中に、GS社員の問題も加えた「申」の検討をしていきます。

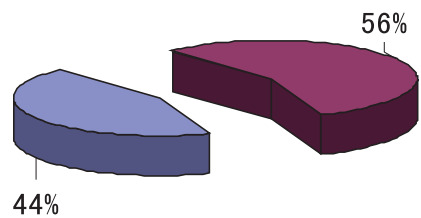
その意味で、今回東京地本から「GS社員アンケート」の取り組みについての投稿を頂きましたので掲載します。

## 契約社員（GS）アンケートを取り組んで

国労東京地方本部 組織部長 宮崎浩則

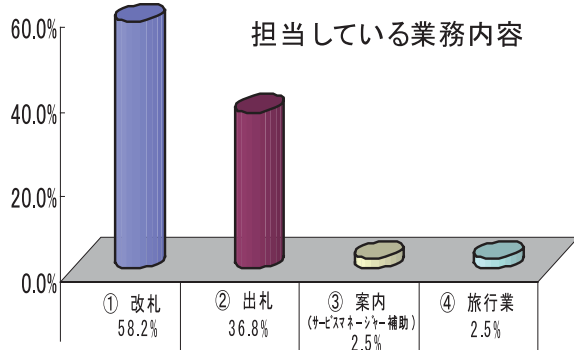
【設問】会社を辞めたいと思ったことはありますか

会社を辞めたいと思った事



【設問】現在担当している仕事についてお尋ねします

担当している業務内容



東京地方本部では、二年前に続き、昨年2度目となる「契約社員アンケート」を取り組みました。今回のきっかけは、昨年三月に開催した「GS交流会」に参加した仲間からの、「改めてアンケートを取り組んでほしい」との要望でした。首都圏の駅を中心に契約社員は年々増え、現在東日本全体で三千人と言われています。五年間という有期雇用契約の、いわゆる「不安定雇用者」といえる人たちの労働条件を見た時に、はたしてみんながどのように考え、不満や

### 改善を希望する面や制度はありますか

- ◆ 社宅や寮に入居できるようにしてほしい
- ◆ 購入権の枚数をもっと増やしてほしい
- ◆ 住宅手当を増やしてほしい
- ◆ 年休を増やしてほしい
- ◆ カフェテリアプランのポイントを増やしてほしい
- ◆ 家族にも乗車証が使用できるようにしてほしい
- ◆ 扶養手当が欲しい
- ◆ 家族にも購入券が使用できるようにしてほしい
- ◆ 正社員への登用制度を充実してほしい
- ◆ 上限制度をなくしてほしい
- ◆ 福利厚生を充実してほしい
- ◆ 都市手当がもらえるようにしてほしい
- ◆ 給与積立ができる制度が欲しい
- ◆ 日勤で働けるところに異動するなど、結婚後も働きやすくしてほしい
- ◆ サービス介助士等の資格を取得するなど金銭的な支援をして欲しい
- ◆ カフェテリアプランで、利用しなかった分を現金または商品券などに還元してほしい
- ◆ すべて正社員なみにしてほしい
- ◆ 契約満了金を増やしてほしい
- ◆ 制服の数が少ない
- ◆ 忌引き休暇の対象を拡大してほしい

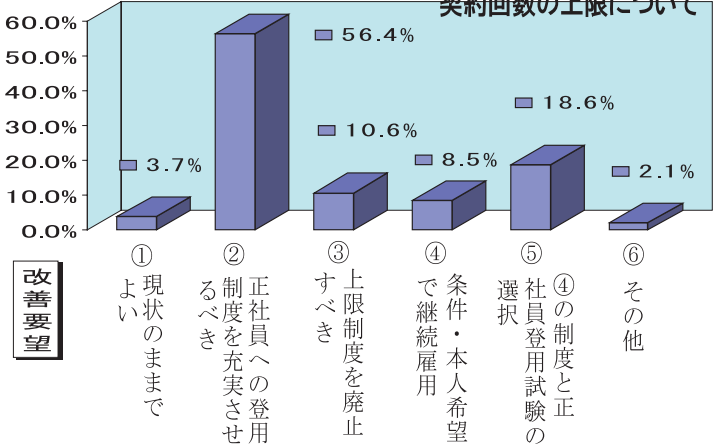
要望を持つているのか、労働組合として国労が果たすべき役割の中で、どのような事が出来るのかを確認することを目的に行いました。一期生の仲間たちが今年度四年目を迎え、GS枠での社会人登用試験があと一回となる状況の中、多くの人たちが正社員を希望し、家庭を持

つ人、結婚を考えている人など、将来に対する大きな不安が、切実な声として寄せられました。一部職場で、東労組役員が回収して歩くという、常識からは考えられない箇所も見受けられました。が、予想を大きく上回る方々のご協力を頂き、集約することが出来ました。

東京地方本部は、昨年末に冊子「グリーンスタッフのねがい」にアンケートをまとめ、協力頂いたみなさんに内容を返してきています。今後は東日本本部とともに内容を精査し、皆さんの切実な「声」を要求にし、会社に求めつつその実現に向け取り組んでいきます。

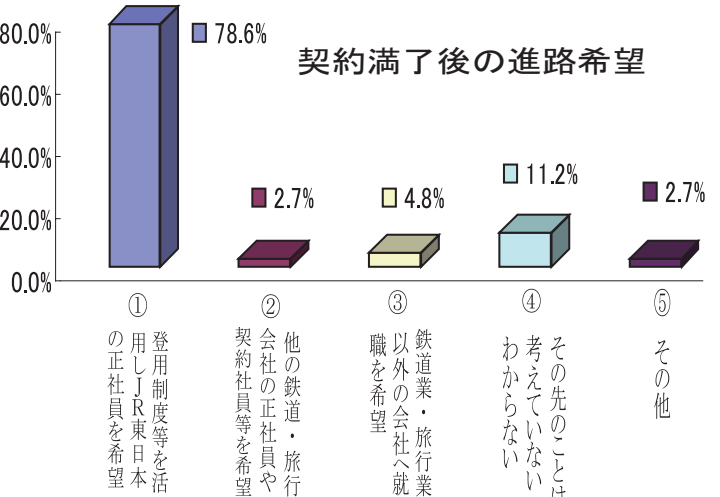
【設問】契約更新回数の上限制度（4回まで）についてお尋ねします

契約回数の上限について



【設問】契約更新回数が上限満了後の進路希望についてお尋ねします

契約満了後の進路希望



# よりよい制度確立と運用を求めて

エルダー制度実施から3年目を迎え、大会などを通じてこの制度運用にあたっては、多くの問題が指摘されています。退職時の等級による基本賃金格差、ハーフタイム希望者に対する就労先、出向先企業による労働条件格差、また、再雇用契約に対する条件提示問題の遅れなど「不安と動揺」を与えています。さらには、出向先の就労条件や労働条件が高齢者の働く場としては劣悪なためにリタイヤしてしまう。一方、出向先企業が少ない支社によっては「単身赴任」や、制度を利用出来ずに自己解決せざるを得ない社員も存在しています。

この間、東日本本部としても、今年8月の「制度改善」(申17号)要求の中で、エルダー社員の待遇改善に向けた問題を取り上げ交渉してきました。また、今後の出向問題については、10月30日に開催した出向連絡会にて今後の取り組みについての提起し、とりわけ「出向先会社等における諸問題の是正・改善に向けた取り扱いについて」は、「JR東日本として責任を持って対応する。」など確認するとともに、JRバス東北問題の交渉にて出向社員参加で開催されたことから、ここを基軸に新たな運動のスタートを確認してきました。



引き続き、よりよいエルダー制度確立と運用を求めて、各職場の報告をしたいと想います。そのトップバッターとして、十条駅より投稿を頂きました。以下報告とします。

## エルダー社員として1年、職場に山積する課題と国労の役割

元国労東京地本副委員長 現エルダー社員 山本 久

昨年11月末に退職しエルダー社員として東日本環境アクセスに出向し、埼京線十条駅に配属となって1年が経過している。

十条駅には北口(本屋)改札と南口改札があり、南口改札が2005年に業務委託となっている。現在の要員状況は7名(国労3名、建交労1名、他)でエルダー社員(出向)3名、シニア再雇用に基づくエルダースタッフ2名、エルダースタッフ期間終了後の契約社員2名が所属している。勤務状況は、1日2徹夜勤務で1ヶ月に8〜9回の徹夜勤務数となっている。業務内容の特徴は、二つの大層と二つの高校、障害者施設や特別支援学校があることから、朝夕通学時のラッシュや車いす・障害者案内などで、一日の乗降客数は平日で約二万人となっている。



### 就業規則改訂で不利益変更を一方実施

十条駅分会は組合員数10名で、この1年間でエルダー組合員を含む全組合員の交流・行事をほぼ毎月のペースで実施し、新聞やニュースの配布、組合員全員の勤務表作成などエルダー組合員の声をつかむ努力がされている。今年の春闘ではエルダー社員はじめ十条駅南口全社員の要求6項目(賃金や福利厚生などの制度改善や職場環境改善)を分会要求に入れて交渉、休憩室やロッカー室改善要求が2項目実現している。

境アクセスは昨年10月から就業規則を改訂している。人事制度の一部と賃金規程の改編がその内容で、特に賃金規程では早朝深夜手当や祝日手当などの廃止と新調整手当の新設で、実質減収となる内容となっている。

### 働き続けられる職場をつくるために

今回の事例は出向先会社への施策等に対し機敏な対応をする上で、出向先会社との直接交渉ができる体制を早期に確立することが不可欠であることを示していると思う。

そしてエルダー制度導入から約3年、制度の見直しや労働組合として取り組んでほしいという出向先現場で聞かれる声には次のようなものがある。

エルダー制度の改善では、基本賃金の引き上げ(特に退職1年目は大幅な減額となることから)と扶養手当



環境アクセスに出向清掃業務を行うエルダー社員

当、住宅手当の新設、人間ドックの配偶者対象の復活をすること。

労働条件・環境改善問題では、十分な見習い期間の保障(環境アクセス駅業務関係職場では未経験者が転入した際、なれないことから不安で早期退職者が続出して)、偽装請負に

つながらる作業指示や就業時間前の作業の常態化などの改善。各出向職場で腰痛・けんしょう炎などの労災が多発しているが労災申請手続きをめぐるトラブル解消と再発防止の取り組みなど機関としての対策強化。

当面の課題では、エルダー職場で組合員が何を考えているか、どんな問題を抱えているかをつかむうえでアンケート調査の実施と、エルダー組合員の交流などをはじめエルダー組合員を交えての各級機関会議の開催、労基法や偽装請負についてなどの学習会開催が必要であると思う。

今後も予想される業務委託拡大に歯止めをかけ、働き続けられる職場をつくるためには、JR内の取り組みと結合した出向先での取り組み強化が求められている。国労が出向先の関連会社で果たすべき役割は大きくなっている。



# 知ることによって組織化につなげよう!

## 東北協議会第7回活動家交流集会&国労会館主催労働講座開催

11月27日〜28日にかけて、東北協議会主催『第7回活動家交流集会』が岩手県雫石町の南部富士見ハイツで開催されました。

今回は、同地において国労会館主催の労働講座も開催されたことから岩手県内の交通労働者と一緒に労働講座にも参加しました。

労働講座では国労弁護士団でもある宮里弁護士から「働く者の権利と労働法」と題した講演を受けました。講演では、派遣社員の問題やJRでもGSスタッフの拡大などに見られるように雇用が不安定にされる中、労働者の権利意識が後退させられている。少なくとも知識を持つこと、権利を知ることが必要である、知



ることが組織化を進めることになる」と強調されました。また憲法と労働法、就業規則、労使協定・協約の関係や重要性などについて話がされ、運動で実効性を高めていく必要性が判例などを基に述べられました。

労働講座後には「第7回活動家交流集会」へと場所を移し、高橋本部委員長から不採用事件の解決に至った状況、雇用問題の解決まで全力をあげ取り組んでいく事が報告されました。

また東日本本部松井書記長から情勢と今後の取り組みについて報告、そして国労にとって最重要課題である組織拡大を全体で意識していくために、一年間で4名の拡大を果



### まちがいは7つ



回答はホームページで

### 川柳「ろばた」より

- ☆10パーが 来ても仕事は 減りません (平社員)
- ☆終礼チャイム さっと席立つ 幹部たち (子会社のエリート)
- ☆アルコール 抜いて健康 夜作業 (数値下からず)
- ☆技術力 何が大事か みる力 (指導の心得)
- ☆教育も 過ぎればパワハラ 逆効果 (新人教育研究会)
- ☆食事付き 自宅通勤 妻愚痴る (24年ぶり別居生活解消中)
- ☆4連夜 還暦親父にゃ きつすぎる (60才労働者)

たした武蔵小金井駅の常盤氏から分会の状況と拡大へ至った経過について報告をいただきました。

全体交流では、拡大の取り組みや職場教育者への国労指定(盛岡)、不採用事件解決に当たって地方で取り組んだ解決マラソン(秋田)、職場の

ずさんな勤務指定を改善

### 1面写真解説

磐越西線日出谷付近 6月17日試 9233レです。  
DE10 重連+ばんえつ物語客車  
撮影コメント  
ゆっくりと夕日を浴びて走る姿が印象的でした。DE10とばんえつ物語の組み合わせは、初めてなんで感動しました。そちらの撮影地は100人近い撮影者で賑わいを見せてました!

### 「がん」の生涯保障 (アフラックのがん保険 ゴ(フォルテ))

初めて診断確定されたとき	がんの場合 一時金40万円 上皮内新生物の場合 一時金4万円
診断給付金	
がんが診断確定されたあと生存しているとき	がん診断後、2年目から5年目まで
ライフサポート年金 (上皮内新生物は対象外)	1年につき 年金20万円×4年間 *生存している場合
入院したとき	入院給付金 1日につき 10,000円
手術したとき	手術給付金 1回につき 20万円
5日以上の継続入院後通院したとき	通院給付金 1日につき 10,000円
特定のがん治療で通院したとき	1日につき 10,000円
特定治療通院給付金 (上皮内新生物は対象外)	
先進医療を受けたとき	技術料1回につき (1年間に5回まで、通算支払限度額700万円まで) 下記①~④以外の先進医療 実費/上限50万円
がん先進医療給付金	①固形がんに対する重粒子線治療 実費/上限320万円 ②悪性腫瘍に対する粒子線治療 (*1) 実費/上限290万円 ③脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術 (*2) 実費/上限210万円 ④HLA抗原不一致血縁ドナーからのCD34陽性造血幹細胞移植 (*3) 実費/上限130万円
先進医療を受けたとき	1回につき 15万円 (1年間に1回まで)
がん先進医療一時金	
がんが死亡したとき	死亡保険金 10万円
がん先進医療一時金	
プレミアムサポート*	訪問面談サポートと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)

(注) \*1) 固形がんに係るものに限る。\*2) 原発性脊椎腫瘍または転移性脊椎腫瘍に係るものに限る。\*3) HLA適合ドナーがないために造血幹細胞移植が受けられない小児のがんに係るものに限る。先進医療の給付金・一時金のご契約には、限度があります。その他、アフラックの基準により限度額を定めています。

※トータルケアプランS、バリュープランS2倍以上のプランにご契約の場合にご利用いただけます。

### ◆月払保険料(団体取扱)保険料払込期間:終身 がん保険フォルテ:バリュープランS 2倍 入院日額1万円

35歳	45歳	55歳	65歳
3,038円	4,222円	5,810円	7,952円

(2008年4月1日現在)

\*ご健康状態などによっては、お申し込みをお引受けできない場合があります。  
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

(引受保険会社)

## Affac

系列法人第五支社  
〒163-0456  
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き  
コールセンター 0120-5555-95

(募集代理店)

## アベニール 株式会社

TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822  
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F